

改正

平成19年3月23日告示第18号
平成19年8月28日告示第96号
平成20年2月26日告示第12号
平成22年11月12日告示第171号
平成27年3月24日告示第30号

佐久市建設工事等成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市又は市の機関（以下「市等」という。）が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「建設工事等」という。）の成績評定に必要な事項を定めて、公正かつ的確な評定を行い、評定結果の活用による業者の適切な選定を促進し、もって建設工事等の品質確保に資することを目的とする。

(評定の範囲)

第2条 評定の範囲は、市等が発注する建設工事等のうち、1件の契約金額が500万円以上の建設工事及び1件の契約金額が100万円以上の建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、1件の契約金額がこれらの金額に満たない建設工事等についても評定するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等所管課長 建設工事等を所管する課等の長
- (2) しゅん工検査員 佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号。以下「財務規則」という。）第132条第1項の規定により、佐久市建設工事検査規程（平成17年佐久市訓令第49号。以下「建設工事検査規程」という。）第2条第3号に規定するしゅん工検査を行った職員
- (3) 完了検査員 財務規則第132条第1項の規定により、佐久市建設工事に係る委託業務検査規程（平成17年佐久市訓令第50号。以下「委託業務検査規程」という。）第2条第3号に規定する完了検査を行った職員
- (4) 中間検査員 建設工事検査規程第2条第1号又は委託業務検査規程第2条第1号に規定する検査を行った職員
- (5) 工事等所管係長等 建設工事等を所管する課等の担当係長又は工事等所管課長の指定する職員
- (6) 監督職員 財務規則第131条の規定により、建設工事等の監督をした職員

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 建設工事の成績評定の場合 工事等所管課長、しゅん工検査員、中間検査員、工事等所管係長等及び監督職員
- (2) 委託業務の成績評定の場合 工事等所管課長、完了検査員、中間検査員、工事等所管係長等及び監督職員

2 前項各号に定める各評定者が2人以上ある場合は、評定者が相互に協議のうえ、評定するものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、建設工事等ごと、評定者ごとに独立して公正かつ的確に行うものとする。

2 評定は、別に定める成績評定表及び採点表により行うものとする。

(評定の時期)

第6条 評定は、評定の対象となる建設工事等（以下「被評定建設工事等」という。）がしゅん工（完了）検査に合格した後、速やかに実施するものとする。ただし、中間検査員が行う評定は、中間検査を行った都度、速やかに実施するものとする。

(評定表の復命等)

第7条 工事等所管課長は、被評定建設工事等がしゅん工（完了）検査に合格した後、速やかに評定を取りまとめ、予算執行者（予算執行者が課長の場合は、所管部長とする。）に復命するものとする。

2 工事等所管課長は、前項の規定による復命後、成績評定表を会計課長に提出するものとする。

3 会計課長は、前項の成績評定表を取りまとめ、原則として年度ごとに建設工事に係る成績評定の結果の一覧表及び委託業務に係る成績評定の結果の一覧表を作成し、建設工事入札参加資格審査委員会に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、評定の結果を、建設工事の評定においては建設工事成績評定通知書（様式第1号。以下「建設工事評定通知書」という。）により、委託業務の評定においては委託業務成績評定通知書（様式第2号。以下「委託業務評定通知書」という。）により当該建設工事等の契約者に通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 工事等所管課長は、瑕（か）疵（し）担保期間中に事故等により瑕（か）疵（し）が判明した場合その他の事由により評定を修正する必要があると認められる場合は、各評定者をして評定を修正させなければならない。

2 工事等所管課長は、前項の規定により評定を修正した場合は、遅滞なく、その結果を建設工事評定通知書又は委託業務評定通知書により当該建設工事等の契約者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められた場合は、建設工事成績評定に係る説明書（様式第3号）又は委託業務成績評定に係る説明書（様式第4号）により回答するものとする。

3 市長は、前項の回答を行う場合は、別に定める佐久市建設工事安全管理委員会に意見を求めることができる。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して、再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、建設工事成績評定に係る再説明書（様式第5号）又は委託業務成績評定に係る再説明書（様式第6号）により回答するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(評定結果の公表)

第12条 市長は、第8条の規定により評定の結果を通知したときは、遅滞なく、会計局会計課の指定する場所において、建設工事評定通知書及び委託業務評定通知書の写しを閲覧の方法により、公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して3年が経過する日までとする。

3 第9条の規定により評定を修正した場合は、第1項の規定を準用する。

4 第10条の規定により当該建設工事等の契約者が提出した書面及び市長が回答した建設工事成績評定に係る説明書又は委託業務成績評定に係る説明書については、第1項の規定を準用する。

5 前条の規定により当該建設工事等の契約者が提出した書面及び市長が回答した建設工事成績評定に係る再説明書又は委託業務成績評定に係る再説明書については、第1項の規定を準用する。

(その他)

第13条 この要綱に関する事務は、会計局会計課で処理する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日告示第18号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月28日告示第96号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の佐久市建設工事等成績評定要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約に係る建設工事等の評定について適用し、施行日前に締結した契約に係る建設工事等の評定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以後にしゅん工し、又は完了する建設工事等の評定については、当該建設工事等に係る契約が施行日前に締結されたものであっても、新要綱の規定を適用する。
附 則（平成20年2月26日告示第12号）
この要綱は、告示の日から施行する。
附 則（平成22年11月12日告示第171号）
この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
附 則（平成27年3月24日告示第30号）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

（整理番号）

第 号
年 月 日

請負者の商号又は名称

代表者氏名 様

佐久市長 印

建設工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、佐久市建設工事等成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、疑問の旨を付記した書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 箇 所 名
- 3 契 約 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 しゅん工検査年月日 年 月 日
- 5 評 定 点 点
- （5 修正評定点） 点（評定点が修正された場合のみ）
- 6 送付先及び問い合わせ先

様式第2号（第8条関係）

（整理番号）

第 号
年 月 日

受託者の商号又は名称
代表者氏名 様

佐久市長 印

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した委託業務について、佐久市建設工事等成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、疑問の旨を付記した書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- 1 委託業務名
- 2 箇所名
- 3 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 完了検査年月日 年 月 日
- 5 評定点 点
（5 修正評定点） 点（評定点が修正された場合のみ）
- 6 送付先及び問い合わせ先

様式第3号（第10条関係）

（整理番号）

第 号

年 月 日

請負者の商号又は名称

代表者氏名 様

佐久市長

印

建設工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

なお、本説明書に疑問がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、疑問の旨を付記した書面により、再説明を求められます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 箇 所 名
- 3 疑問に対する回答
- 4 送付先及び問い合わせ先

様式第4号（第10条関係）

（整理番号）

第 号
年 月 日

受託者の商号又は名称

代表者氏名 様

佐久市長 印

委託業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

なお、本説明書に疑問がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、疑問の旨を付記した書面により、再説明を求められます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、再説明を求めるときの書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- 1 委託業務名
- 2 箇所名
- 3 疑問に対する回答
- 4 送付先及び問い合わせ先

様式第5号（第11条関係）

（整理番号）

第 号

年 月 日

請負者の商号又は名称

代表者氏名 様

佐久市長

印

建設工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 箇 所 名
- 3 疑問に対する回答

様式第6号（第11条関係）

（整理番号）

第 号

年 月 日

受託者の商号又は名称

代表者氏名 様

佐久市長

印

委託業務成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委 託 業 務 名
- 2 箇 所 名
- 3 疑問に対する回答